

健生食輸発0122第2号
令和7年1月22日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(フィリピン産バナナの検査命令免除対象企業の追加)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正:令和7年1月16日付け健生食輸発0116第1号)により通知したところである。

今般、フィリピン政府から、残留農薬に係る対策が講じられたとして報告があった下記企業について、フィプロニルに係る検査命令免除対象企業に追加することから、同通知の別表31について別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

FARMIND ASIA BANANA CORPORATION